

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

外務省、財務省、国土交通省、防衛省

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 跡地利用の具体化促進のための支援
- 3 根岸住宅地区の跡地利用への支援
- 4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

現状・課題

国

- 平成 16 年に日米で返還合意された 6 施設・区域のうち、根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地 2 施設・区域が未返還。
- 根岸住宅地区は、令和元年 11 月の日米合意に基づき、日米共同使用による原状回復作業が開始。

横浜市

- 米軍施設跡地については、市内に残された貴重な資産であることを踏まえ、広大な土地や立地特性等を生かして、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を推進。
- 根岸住宅地区では、戦後 70 数年にわたって土地利用が制限されてきた民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、地域の活性化や魅力的なまちづくりを実現させるため、「跡地利用基本計画」に基づき、事業化を検討中。

市内米軍施設・区域の早期全面返還が必要

- 平成 16 年に返還合意された施設・区域に加えて、横浜港の中心に位置し、活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有する瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど、返還合意されていない施設・区域についても、早期の返還が必要。

跡地利用の具体化を進めるには、米軍施設として長年提供されてきた経緯を踏まえた支援が必要

- 跡地利用にあたっては、戦後の接收以降、米軍施設として長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地元の課題や横浜市の広域的な課題の解決に資するよう、公共公益的な利用の促進や、国有地の処分条件の特段の配慮が必要。
- 跡地とその周辺は、米軍施設として長年提供されていたことで、道路・公園・下水道等の都市基盤整備が極めて遅れているため、早急な整備に向けた国の費用負担等の支援が必要。

根岸住宅地区については、迅速な原状回復作業と接收・提供を要因とした様々な課題の解決が必要

- 土壌汚染や埋蔵文化財の調査、民有地・国有地に存在する全ての国有財産の処理、官民境界の確定等、原状回復作業を適切かつ早期に終了することが必要。
- 長年、米軍施設の存在に起因する、インフラ整備の立ち遅れ、入り組んだ土地権利関係、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活維持等の様々な課題に対し、国が主体的に取り組み、解決していくことが必要。

提案・要望内容

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど、返還方針が合意されていない施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化促進のための支援

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還施設及び返還合意施設の地権者や周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壌汚染や残存工作物等への迅速かつ適切な対処
- (4) 跡地利用に必要な道路や公園整備など、市事業への支援
- (5) 跡地利用検討を進めるうえで必要な調査等への十分な支援及び特段の配慮

3 根岸住宅地区の跡地利用への支援

- (1) 早期引き渡しに向けた原状回復作業の迅速な実施と、地権者や周辺住民等への適切な対応
- (2) 接收・提供を要因とした様々な課題への国による主体的な解決
- (3) 文教ゾーンや森林公園ゾーン等の市の利用方針に沿った国有地の処分条件への特段の配慮
- (4) 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理

4 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持向上

- (1) 災害や事件・事故等への迅速かつ適切な対処と確実な情報提供
- (2) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底
- (3) 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯への十分な説明と生活環境維持への配慮
- (4) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保

参考 横浜市内の「米軍施設・区域」及び「事業中の返還跡地」

